



例文1

埼玉県革靴製造業最低工賃改正決定のお知らせ

埼玉県内で埼玉県革靴製造業の製甲または底付に従事する家内労働者および家内労働者に業務を委託する委託者に適用される「埼玉県革靴製造業最低工賃」が下表のとおり改定（発効日 平成29年4月30日）されました。

詳しくは埼玉労働局賃金室（電話048-600-6205）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

業 務	品 目		規 格		工 程	金 額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	699 円
	パンプス			裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	617 円
	婦人靴 ショートブーツ			裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,104 円
	サンダル			裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	531 円
底付け（セメントド方式によるものに限る。）	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	594 円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	659 円

			裏付き、ヒール付き 及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型 しん入れ、つり込み、起毛並 びにシャンク又は申しん入 れ、本底張付け並びにヒール 付け	761 円
	ショート ブーツ		裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、先しん及び月型 しん入れ、つり込み、起毛並 びにシャンク又は申しん入 れ、本底張付け並びにヒール 付け	954 円
	サンダル	牛革の地 生		中底仮止め、つり込み、起毛、 本底張付け及びヒール付け	531 円

### 例文 2

#### —————埼玉県革靴製造業最低工賃の改定について—————

埼玉県革靴製造業最低工賃が平成 29 年 4 月 30 日から工程に応じて、一足につき、531 円から 1,104 円までに改定されました。

詳しくは、埼玉労働局賃金室（電話 048-600-6205）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

### 例文 3

埼玉県革靴製造業最低工賃が平成 29 年 4 月 30 日から改定されました。

詳しくは、埼玉労働局賃金室（電話 048-600-6205）へお問い合わせください。